

市岡

五九^五の源忠^忠右^右 按 忠右の家傳 忠右の宗重よ作る 信濃よ生る

寛永 五九^五の正^正則^則 忠右の子 木曾左馬^{左馬} 氏

義^義仲^仲の後^後流^流 義仲の子 正^正則^則 信濃國下^下 伊

那^那郡^郡市岡^{市岡}村^村 那郡の村 住^住 氏^氏 家^家 跡^跡

とある 忠^忠右^右 忠右の宗重よ作る 氏^氏 田^田 信^信 玄^玄 氏^氏 属^属 氏

天正十六^{十六}年^年 駿府^{駿府} 天正十六年駿府より

東照宮^{東照宮} 東照宮より 拜^拜 氏^氏 同十八^{十八}年^年

小田原陣のとき、勅命によりて信濃

國下信那飯田城に在り侍り寛永

武藏國府中より、米地三百石を

賜ひ家持一、按、その家持より、其後、國岩村の城主遠山

寓居し、倉庫助死し、其後、東照宮より、所領を没収せし、其忠告

し、其後、飯田に在り、其後、天正十四年、濱松より、拜禱し、關東に

入せ給ふの、言、渡り、其後、 殿より、米地を命せり

慶長六年七月二日、二十四年、其

死より按、その家持より、其後、 法名を清公といひ、其

子、理右衛門忠治按、その家持より、其後、 信濃に生れ

父忠吉と同く

東照宮より拜禱寛永 天正十八年

小田原陣より、其後、信濃に大膳是利、

麾下に屬し、其後、井伊玄助が、浦直政、

後より、家持 同年、關東に入らせ給ふ、其

後、武藏國府中より、米地

三百石を賜り、大番に列し、同十九年

九戸一揆の事

東照宮へ従ひしりまらるる陸奥國
岩手澤よむく慶長六年

台徳院殿を田所陣の附供者寛永
藩

牧野右馬允康成より屬して朝倉

藤十市宣正と同しく刈田の横目と

はよむ家
藩湯澤陣の後仰りより

武藏國府中の米地を改め信濃國

下俣那托舊地を賜りしその地り

を以て材木を定めと命せしる元和

元年大坂湯陣の時供者一約命よ

よりて忠次信濃の玄士と寄りて枚方

口の番を以し寛永
藩後信濃國の内代友よ

粘家
藩

大猷院殿を以しよりあり寛永

十六年十一月廿四日七十六歳よりして

死む法名道智との公其子多九郎

定次（実少）も（家持）信濃に生れ慶長十

三年駿府よりしり

東照宮にゆきしる同年

台徳院殿駿河を渡らせ給ふと

東照宮の仰りより

台徳院殿に附属せしむに

まゐりて仕へしり寛永書院番

家持同十九年元和元年大坂より

陽陣より退りしり寛永夏陣

のとき松平越中も定綱より子も属し

て相馬求む助某佐久間之五郎定頼

と共り先登り同二年

大猷院殿に附属せしむ同年川越より

ゆきしるしり新左義作も直房と

共り驛舎のしりしり同九年法に

のぼせ給ふも此事とまはりに
寛永七年さまは罪ありて佐竹右兵衛
義宣に召預りけり。なほ出陣に勝死
さまより大久保甚右衛門長重さまは
檢使の役とまはりて出陣に秋田
にむく同九年七月

台徳院殿の陽靈屋及びの地廟経営の
事とまはりせし。さまより時服二願券金

を枚とまはまはし。さまより先信濃國
下任那とていて米地を賜ひのち
武藏國橋樹郡の内は後とて又上総
國市原郡の内とて新恩二百石と
たまひ同十年二月同郡の内とて
二百石を加へ賜ひる。さまより治まのほ
らせ給ふも出陣とまはりて佐竹國
三浦藩殿の管作とまはり同十一年

河上治の時諸道具奉引とあり同
年七月京師に在りて日根野藏部に
在明城地を移さるるより仰と
りて下野國壬生といふ城傳取の
役を勅し家同十二年美濃國大垣城
に戸田左門氏秋の賜ふより七月朝倉
仁兵衛の在重と考ふ彼地といふありて
城引渡の役と伝ふ御日同十三年

日光山に詣給ふより下野國壬生城
よりりて湯賄のより役も同十四年
松平勝お市某初年くるのありし
齋藤左源右利政と考ふ因幡國鳥取
よりりて國政を監ひけ年八月番
と辞し小普信と考ふ家
佐右史正次忠次の忠次より二男あり
元和元年大坂湯陣のより小笠原

家同○今の山書院番
市岡左膳美孝の祖あり